

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 待機児童問題の早急な解消、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等

一 政府は、待機児童（社会保障制度改革推進法第八条に規定する待機児童をいう。第三の二において同じ。）に関する問題の早急な解消、児童福祉法第四十五条第二項の基準の見直しその他の教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、一の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。

（第七十七条の二新設関係）

第二 保育等従業者の処遇の改善等

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者であつて、都道府県、市町村その他政令で定める者以外のものの従業者（政令で定める者を除く。以下第二において「保育等従業者」という。）の賃金をはじめとする保育等従業者の処遇の改善等については、保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法で定めるところにより、必要な措置が講ぜられるものとする。

（第七十七条の三新設関係）

第三 待機児童問題が解消されるまでの間の施行の延期

一 この法律の施行日を別に法律で定める日に改めるとともに、第一、第二及び第四の一は、公布の日から施行すること。

二 一の別に法律で定める日については、待機児童に関する問題が解消される時期を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

(改正法附則第一条関係)

第四 検討規定の追加等

一 政府は、第四の一の施行後速やかに、保育士及び保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 政府がこの法律の施行後五年を目途として検討を加える新法の規定の例示として、「特定子ども・子育て支援施設等に幼稚園に類する機能を有する施設であつて学校教育法の規定による認可を受けていないものを追加すること」を明記すること。

(改正法附則第十八条関係)

第五 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。